

虛偽表示

意思表示とは

- 一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に表示する行為
- ◆ 「1億円を払うので、土地が欲しい」と言った場合
法律効果…土地売買契約の成立

意思表示の効力が問題となる場合

- 詐欺・強迫
- 虚偽表示
- 錯誤
- 心裡留保

意思表示の効力が問題となる場合

- 詐欺・強迫
- 虚偽表示
- 錯誤
- 心裡留保

虚偽表示(通謀虚偽表示)

- **虚偽表示(通謀虚偽表示)**は、相手方と通じて虚偽の意思表示をすること。

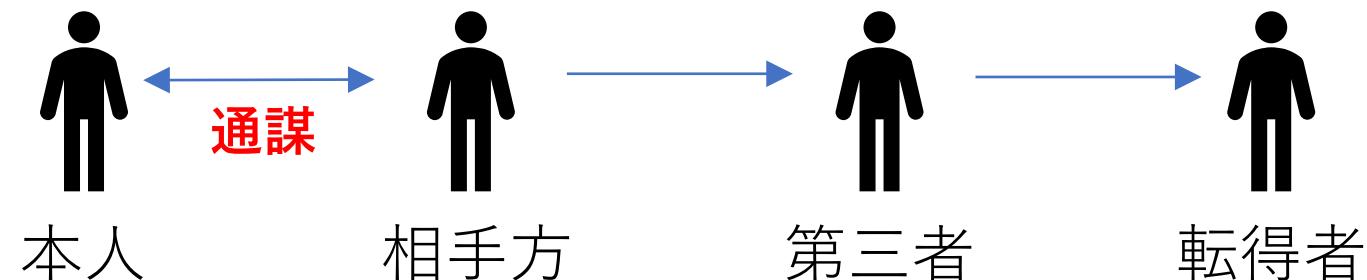
(例) 借金を滞納しているAさんは、自らが所有する土地への差押えを逃れるために、Bさんと示し合わせて、土地をBさんに売却したことにして、土地の名義をBさんに変更した。

- 当事者に法律効果の発生を欲する意思がないため、虚偽表示は**無効**。

上の例では、AさんもBさんも土地を売買する意思はないため、土地売買契約は無効。Bさんに所有権は移転しない。

虚偽表示の登場人物の整理

- ✓本人：虚偽表示をした者
- ✓相手方：虚偽表示の相手
- ✓第三者：相手方から物件・権利を取得した者
- ✓転得者：第三者から物件・権利を取得した者

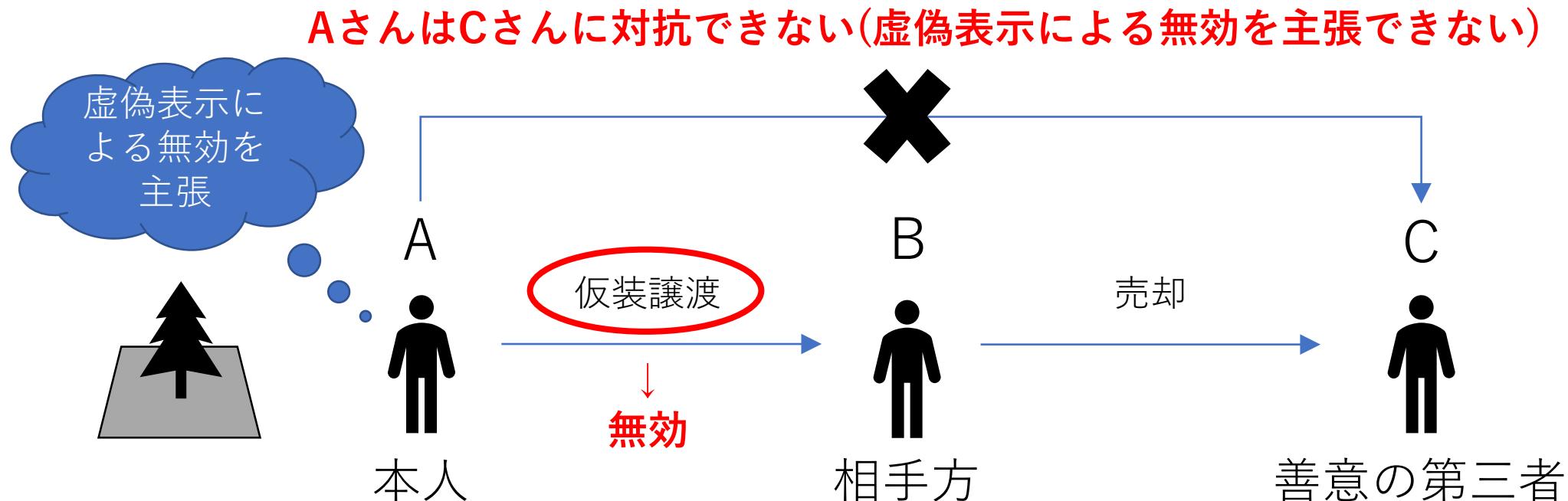


善意の第三者との関係

- ・ 善意の第三者とは、虚偽表示が行われたという事情を知らない第三者。
- ・ 虚偽表示の無効は、**善意の第三者**に対抗することができない
→虚偽表示をした者は自ら無効となる原因を作ったのだから、
事情を知らない第三者を保護すべき。
- ・ 善意の第三者に過失があったとしても、善意の第三者は保護される。

善意の第三者との関係(事例)

(例)Aさんは差押を逃れるために、Bさんと示し合わせて、Aさん所有の土地の名義をBさんに変更した。その後、Bさんは土地をCさんに売却した。CさんはAB間の土地取引が虚偽表示によるものだと知らない。



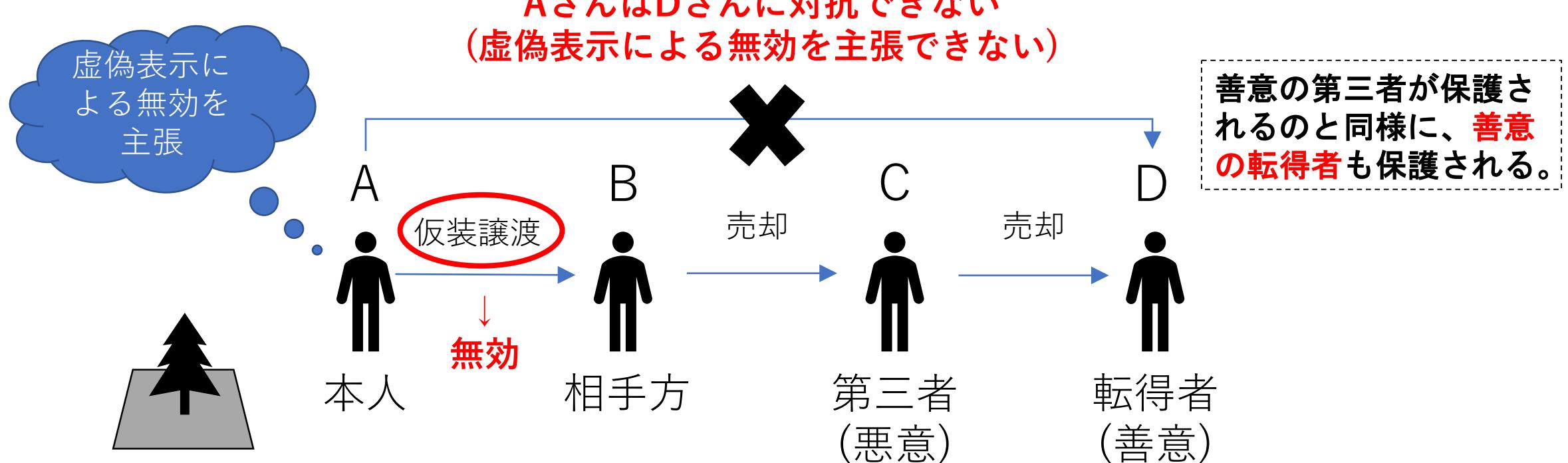
転得者との関係

- 転得者とは、第三者が取得した物件・権利を、さらに第三者から取得した者。
- 考えるケースは2つ。
 1. 第三者が悪意、転得者が善意
 2. 第三者が善意、転得者が悪意
- 結論としては、どちらのケースも、転得者は物件・権利を取得することができる。

善意…虚偽表示の事情を知らないこと
悪意…虚偽表示の事情を知っていること

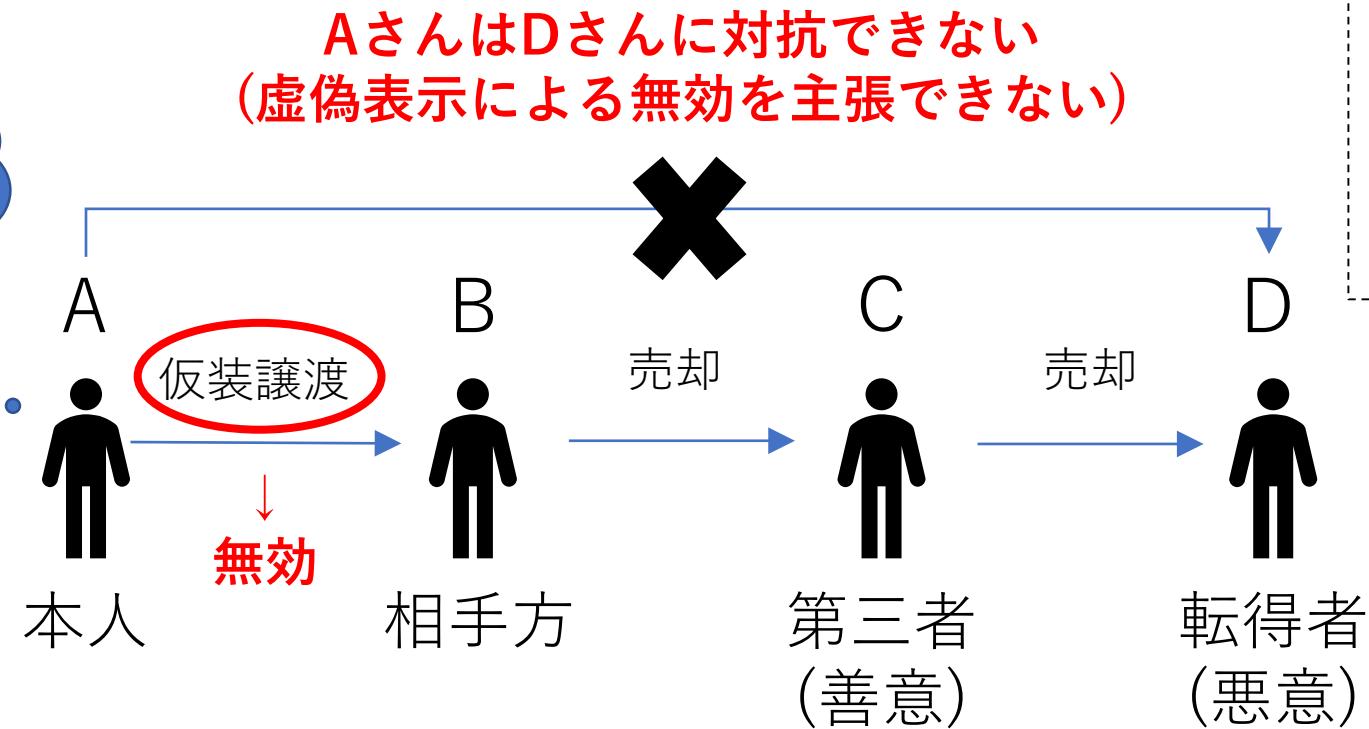
第三者が悪意・転得者が善意のケース

(例) Aさんは差押を逃れるために、Bさんと示し合わせて、Aさん所有の土地の名義をBさんに変更した。その後、Bさんは土地をCさんに売却した。CさんはAB間の土地取引が虚偽表示によるものだと知っている。その後、Cさんは土地をDさんに売却した。DさんはAB間の虚偽表示を知らない。



第三者が善意・転得者が悪意のケース

(例) Aさんは差押を逃れるために、Bさんと示し合わせて、Aさん所有の土地の名義をBさんに変更した。その後、Bさんは土地をCさんに売却した。CさんはAB間の土地取引が虚偽表示によるものだと知らない。その後、Cさんは土地をDさんに売却した。DさんはAB間の虚偽表示を知っている。



善意の第三者が所有権を有効に取得
→その後の譲渡相手が善意か悪意かにかかわらず、有効に成立する。

第三者が善意・転得者が悪意のケース

(例) Aさんは差押を逃れるために、Bさんと示し合わせて、Aさん所有の土地の名義をBさんに変更した。その後、Bさんは土地をCさんに売却した。CさんはAB間の土地取引が虚偽表示によるものだと知らない。その後、Cさんは土地をDさんに売却した。DさんはAB間の虚偽表示を知っている。

